海外の研究者に審査意見書を求めることが適当でない場合、その理由

特別推進研究では、原則として海外の研究者による審査意見書の作成を求めることとしていますが、研究代表者がこれを求めることが適当ではないと判断する場合(応募情報のWeb入力項目のうち、「海外の研究者に審査意見書を求めることの適否」

ことが適当ではないと判断する場合(応募情報のWeb人力項目のすら、「碑外の研先有に番宜息兄青を求めることの適当」 |で「適当でない」とした場合)には、その理由を1百以内で具体的に記入すること、なお、この理由の適否については、科学

欄で「適当でない」とした場合)には、その理由を1頁以内で具体的に記入すること。なお、この理由の適否については、科学 研究費委員会において検討が行われます。